

令和7年11月

第11回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	姥原 昇

欠席委員

10番 雨貝 洋子

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	係長	西村 孝之
農業行政課	主査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 3号 現況証明の発行可否について
- 議案第 4号 買受適格証明の発行可否について
- 議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について
- 議案第 7号 非農地の決定について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 5号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
- 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 7号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について
- 報告第 8号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 報告第 9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年第11回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。お忙しいところ、大変御苦労さまでございます。

令和7年度第11回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

朝夕は、一段と寒くなってまいりましたので、体調管理に十分気をつけて御自愛いただければと思っております。

本日も慎重審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、大変御苦労さまです。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

開会の宣告

会長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第11回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は、傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会長（飯野 和男）

傍聴人の方に、お願ひがあります。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づき、会議の妨げとなる行為、発言等を禁止いたします。

また、つくば市議会傍聴規則第9条に準じて、写真撮影や録音をすることを禁止いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席10番の雨貝委員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和7年第11回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席15番加園秀信委員、議席16番吉田新一委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号13番については、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号19番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号13番を除き、議案第2号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願ひいたします。

石田真也委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農業開始のため申請する農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、農業開始のため申請されたものですが、添付書類に不足があり、提出を促すべく継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号3番については、継続審議。提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいいたします。

横田晋吾委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、農業開始のため申請するもので、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号4番から8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいいたします。

大野博司委員

去る11月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いいいたします。

飯島孝一委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 10 番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願ひいたします。

白石 悟委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、水稻・芝・野菜を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 12 番については、水稻・野菜・栗を作付けしている農家で、申請地には栗を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 11 番、12 番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願ひいたします。

本橋文男委員

去る 11 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 14 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻と野菜を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請者はブドウと陸稲を作付けしている農家で、申請地には陸稲を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜と果樹を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 14 番から 18 番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号3番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号3番について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号3番については、石田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号3番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号1番、2番、4番から12番、14番から18番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番、2番、4番から12番、14番から18番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番、2番、4番から12番、14番から18番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての提出番号1番、2番、4番から12番、14番から18番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野和男）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番を一括して議題といたします。

なお、議案第1号の提出番号13番、議案第2号の提出番号19番の案件につきましては、今月11日に、農業委員19名で申請事業者から聞き取り調査を行っておりますので、筑波地区的調査結果と併せて白石委員より報告をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第2号、議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願ひいたします。

石田真也委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内と県外でそれぞれ不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅4棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 5 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で中古タイヤの買取業を営む法人です。今般、既存で使用している資材置場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、新たな資材置場用地として申請されたものですが、法令協議について疑義があるため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 5 番については、継続審議。提出番号 1 番から 4 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願いいいたします。

横田晋吾委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 6 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 7 番について、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で病院を経営する法人です。新たな医療モールの建設に伴い、既存の駐車場が利用できなくなることと、来院者の増加が見込まれることから、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 63 台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 8 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 9 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、結婚を機に独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 10 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、同一大字内で小売業を営む法人の役員です。自身が役員を務める法人の店舗駐車場が手狭で、業務に支障を来していることから、その法人への貸駐車場用地とすべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動

車11台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号6番から10番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいいたします。

大野博司委員

去る11月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、イベント運営事業を営む法人です。今般、既存で使用している資材置場について、土地所有者からの返却の申し出を受け、事業を行う上で必要なことから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンテナ、イベント資材、足場部材等を置く計画で、資金については取引企業からの融資で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で塗装業を営む法人です。今般、既存の事務所を移転し、社員のための社宅スペースも新たに設けるべく、申請地を取得し、事務所兼社宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、事務所1棟を建築し、従業員用及び来客用駐車場10台のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号11番から13番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いいいたします。

飯島孝一委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在の住居が手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、障害児通所作業支援事業等を行う特定非営利活動法人であり、申請地の隣接地では生活介護施設を運営しています。今般、既存の駐車スペースが手狭で、事業に支障を来していること及び今後予定している地域との交流イベント等で来訪者の増加が見込まれるため、申請地を取得し、駐車場とするものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、一部を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車34台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄います。

以上のことから、提出番号14番及び15番については、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいいたします。

白石悟委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣地で学童保育事業を運営する法人です。現在、古民家を改装し学童保育施設を運営しておりますが、既存の駐車スペースが狭く、事業に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地とすべく申請するのですが、許可を得ることなく一部使用してしまっていることから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水を敷地内浸透処理とした上で、普通自動車26台の駐車スペース及びバス転回スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で農業を営む農地所有適格法人です。今般、申請地の隣接地でワイン醸造施設兼店舗の建築に伴い、従業員の駐車スペースを確保すべく、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水を敷地内浸透処理した上で、普通自動車7台を駐車する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己

用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第1号の提出番号13番と議案第2号の提出番号19番については、営農型太陽光発電施設に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

なお、この案件については、去る11月11日に、農業委員出席の上、申請に係る事業者等からの聞き取り調査を実施したものです。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地及び第1種農地です。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号13番については、区分地上権を設定するため農地法第3条の申請を、議案第2号の提出番号19番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用を申請されたものです。

下部農地には、高麗人參及び飼料作物を栽培する予定で、許可期間については、3年間の一時転用となります。既に265Wパネルを127,230枚設置済みです。撤去費用については融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号13番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われます。

また、提出番号16番から18番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われます。

提出番号19番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地の許可基準に該当し、11月11日の調査会で意見があったとおり、パネル下部農地の現状や、これまでの営農状況から、営農の適切な継続が可能か不透明な部分があるため、追加で条件を付した上で許可することが適当と思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願ひいたします。

本橋文男委員

去る11月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在の住居を息子家族に贈与することとなったことから、申請地を妻より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で石油販売業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、既存の資材置場が手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、新たな資材置場

用地として利用すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲い、通路部分を砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透とした上で、ドラム缶5本、掃除機等の洗車用資材、ミニタンクローリー2台、営業車1台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地としての需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地3区画と開発用道路を整備する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅6棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号20番から24番については、一般基準を満たしており、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号、議案第1号の提出番号13番の説明及び報告が終わりました。

議案第2号の提出番号5番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第2号の提出番号5番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、議案第2号の提出番号5番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号5番については、石田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第2号の提出番号1番から4番、6番から24番、議案第1号の提出番号13番の審議をいたします。

先ほど白石委員より報告がありました提出番号19番の案件については、条件付きでの許可との報告がありましたが、許可指令書に記載する附帯条件案について、事務局より説明をお願いします。

事務局（飯泉課長補佐）

それでは、机上にお配りさせていただきました、提出番号19番の付帯条件案につきまして、御説明いたします。

こちらの付帯条件につきましては、今月11日に開催された調査会において、委員各位から出された意見を踏まえたものでございます。

まず、1つ目の付帯条件として、「当委員会が栽培作物の育成状況に係る聞き取り調査等を要請した場合、その要請に応じて出頭して関係書類を提示すると共に、詳細な説明をすること」。これが1つ目の付帯条件でございます。

続いて、2つ目の付帯条件として、上述と同様に調査会で委員各位から出された意見、また、申請書に記載されている事業者作成の営農計画によりますと、「下部農地における収支の見込」が、5年目以降、栽培作物の大幅な売上減が見込まれることを踏まえたものでございまして、「本許可期間内に、許可敷地隣接の山林に設置されている太陽光パネルの直下において、毎年の収益が見込まれる農作物（おたね人参に代わる農作物）の試験栽培を行うこと。試験栽培の結果については、令和8年度から毎年2月末までに、栽培実績書（様式例第10号）や収支報告書（様式例第11号）と合わせて書面により当委員会に報告し、「許可された営農型太陽光発電施設の太陽光パネル直下」（以下、「許可パネル下」）での本格的栽培の実施開始時期と「試験栽培した農作物」（以下、「当該作物」）の収入の目標設定（営農計画書の収支見込みに記載された4年目までの販売金額に上乗せする額の設定）に関して当委員会と協議するものとする。また、その協議結果に基づき、本許可期間内に、許可パネル下で販売を目的とした当該作物の栽培を開始するとともに、その販路を確立して収支報告書に反映できるようにすること」。これが2つ目の付帯条件でございます。以上で、付帯条件案の説明を終わります。

議長（飯野和男）

それでは、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号の提出番号1番から4番、6番

から24番、議案第1号の提出番号13番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号1番から4番、6番から18番、20番から24番、議案第1号の提出番号13番については許可、議案第2号の提出番号19番については、先ほど事務局で説明した附帯条件を追加して許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から4番、6番から18番、20番から24番、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番については許可、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号19番については、附帯条件を追加して許可することに決定いたします。

なお、提出番号19番につきましては、営農型太陽光発電に係るガイドラインに基づき、申請に係るパネルの支柱部の面積と下部農地の合計面積が30aを超える案件になりますので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第3号 現況証明の発行可否について

議長（飯野和男）

次に、議案第3号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいいたします。

石田真也委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、横田委員、お願ひいたします。

横田晋吾委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願ひいたします。

飯島孝一委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、備考欄に記載のとおり、1筆が20年以上前から資材置場、もう一筆が山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願ひいたします。

本橋文男委員

去る11月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第4号 買受適格証明の発行可否について

議長（飯野和男）

次に、議案第4号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、横田委員、お願ひいたします。

横田晋吾委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、競売参加予定地にはブルーベリーを作付けする計画です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、競売参加予定地には野菜を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農地法第3条第2項各号に該当しな

いことから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願ひいたします。

本橋文男委員

去る11月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農業開始のため願い出が出されたもので、公売参加予定地には野菜を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号3番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農

用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書91ページです。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年10月20日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の使用賃借権を設定するものです。

以降、整理番号25番までのとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区6件、茎崎地区8件、大穂地区3件、筑波地区4件、桜地区3件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上です。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第5号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案書116ページになります。

議案第6号、こちらは令和7年3月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求める事となっています。

令和7年9月受付分の地域計画変更の内容は、自己用住宅地などとして利用するための除外になります。

該当変更区域は28区のみです。計画への除外の2筆が計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考えるご回答することによろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

議案第7号 非農地の決定について

議長（飯野和男）

次に、議案第7号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

それでは、議案書117ページから126ページです。

議案第7号の非農地の決定について御説明いたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局のほうから発送いたしました。承諾を頂いた土地105筆、計54,110m²、こちらを農地法第2条第1項の農地に

該当しないと決定するものです。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 非農地の決定については、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議長（飯野和男）

次に、日程第3、報告第1号から第9号についてですが、内容は議案書127ページから152ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第9号について、質問等はございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見ともにないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議ならびに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他

議長（飯野和男）

その他の報告ですが、来月13日に実施する令和7年度第1回農業担い手講習会について、農業担い手対策専門委員会の飯島孝一委員長より、報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

来月13日に、令和7年度第1回農業担い手講習会を開催することになりました。皆様の

机上にお配りさせていただきましたチラシを御覧願います。

現在、参加者を募集しておりますが、定員に余裕がございます。

皆様のお知り合いの中で、講習会に関心のありそうな方いらっしゃいましたら、お声掛けをよろしくお願ひいたします。

なお、講習会の詳細につきましては、事務局より説明させていただきます。

(事務局より補足説明)

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第11回総会を閉会いたします。

【午後2時40分　閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員